

四日市市告示第59号

四日市市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年四日市市条例第43号）第4条第1項第2号の規定による客引きの規制を行う必要性が高いと認められる時間、及び同条例第4条第2項の規定による客待ちの規制を行う必要性が高いと認められる区域を次のとおり指定し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年3月3日

四日市市長 田 中 俊 行

1 客引きを規制する時間

午後10時から翌日午前6時まで

2 客待ちを規制する区域

西新地（西新地14番、15番、16番及び17番の街区を除く。）、諏訪栄町、西浦一丁目及び安島一丁目1番の街区の区域

（市民協働安全課）